

I 令和4年度事業計画

自 令和4年4月 ～ 至 令和5年3月

第1 基本認識

1 わが国の経済社会の動向

わが国経済について見ると、「景気は、持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さがみられる。」「先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動を継続していく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、感染拡大による影響や供給面での制約、原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」(令和4年2月17日 内閣府 月例経済報告)とされている。新型コロナウイルス感染症の早期終息並びに2021年度補正予算及び2022年度予算・税制改正などにより、景気が早期に回復することを期待する。また、2月に勃発したロシアによるウクライナ侵攻が今後の世界経済に及ぼす影響について注視していく必要がある。

2 森林・林業・木材産業を巡る状況

- (1) 国連においてSDGs(持続可能な開発目標)が採択され、環境・社会・経済の持続性への取組が一層重要視されるようになった。我が国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする「2050年カーボンニュートラル」を表明しており、令和3年10月22日に閣議決定された地球温暖化対策計画では、2030年度の新たな森林吸収目標約38百万CO₂トン(2013年度総排出量比約2.7%)の達成を目指すこととされた。脱炭素社会の実現に向け、森林・林業・木材産業の役割や国産材の利用が従来に増して期待されている。
- (2) 木材市況については、昨年春から米国の住宅需要増加や世界各地における生産や物流面での混乱等に起因して外材輸入が減少し、代替材としての国産材への急激な需要圧力や価格上昇をもたらした。令和3年の新設住宅着工は、総数で856千戸、前年比5.0%増、木造住宅は502千戸、前年比7.0%増と、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年と比べると増加に転じたが、景気の動向は見通しが難しい状況が続いている。このように外材輸入や木材市況の見通しが不透明な状況が続く中、木材市場は情報発信、集荷、需給調整機能等を発揮して、地域の関係者とともに国産材の安定供給体制の整備に努める必要がある。
- (3) 令和3年6月に閣議決定された新たな森林・林業基本計画では、基本方針として、森林を適正に管理し、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050年カーボンニュートラルも見すえた豊かな社会経済を実現する「グリーン成長」が打ち出された。林産物については、令和12年の木材の総需要量を87百万m³と見通し、国産材の供給量の目標を42百万m³と設定している。林産物の供給及び利用の確保に関する政策として、原木の安定供給、木材の生産流通の効率化、大規模工場等における「国際競争力」の強化、中小製材工場等における「地

場競争力」の強化、JAS製品の供給促進、国産材比率の低い分野への利用促進、都市等における木材利用の促進、生活関連分野等における木材利用の促進、木質バイオマスの利用、木材等の輸出促進、消費者等の理解の醸成に取り組むこと等が示された。

(4) また、「公共建築物等木材利用促進法」が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正され、令和3年10月1日に施行された。改正により法律の対象が公共建築物から建築物一般に拡大され、都市等における木材利用の推進、中高層建築、商業施設、高齢者施設、学校・幼稚園等の木造・木質化を通じて木材需要の拡大が期待される。

国産材や木造建築に関心が高まっているこの時期にこそ、消費者や建築関係者等との連携を深め住宅・非住宅分野において、積極的な木材利用に取り組むことが重要である。

(5) 令和元年度に創設された森林環境税(令和6年度から課税)及び森林環境譲与税(令和元年度から譲与)は、森林整備のみならず木造建築にも活用することができる。木材関係者は、脱炭素社会の実現に向けた森林や木材利用の意義、木造建築の良さを積極的に発信することが求められている。また、山元への利益還元を通じて、再造林の確保と資源の循環利用の実現に貢献していくことが重要である。

(6) 稼働が本格化している木質バイオマス発電施設等への木質バイオマスの供給体制づくり、違法伐採対策推進のため、“クリーンウッド法”への適切な対応と併せ、合法証明木材・木製品の供給体制整備並びに信頼性の維持・向上等情勢に応じ、適切に取り組む必要がある。

(7) 輸出については、海外の資源事情の変化や日本産木材への評価の高まり等により、近年、国産材輸出は増加傾向にある。国内及び国際的な木材需給の状況を踏まえつつ、丸太だけでなく国産製材品等の輸出促進にも、積極的に取り組む必要がある。

(8) 国の令和4年度予算では、「林業・木材産業成長産業化促進対策」(木材加工流通施設や木造公共建築物の整備の支援等)、「建築用木材供給・利用強化対策」(大径材活用に向けた技術開発、製材やCLT等の建築物への利用環境整備、木材需給情報の共有、生産・流通の課題解決の取組の支援等)、「木材需要の創出・輸出力強化対策」等が実施される。さらに令和3年度補正予算では、「木材産業国際競争力・製品供給力強化緊急対策」(非住宅分野の木造化等の推進による木材製品の消費拡大、製品の供給力増大のための乾燥施設の能力向上、国産の製品等への転換促進の支援等)が実施されている。

これらの施策等の具体化に合わせて、地域の木材需給及び市況動向を見極めつつ、木材の利用促進に向けて適時適切な取組みを行うことが必要である。

このような基本認識に立ち、当連盟は次の事項に重点的に取り組むこととする。

ア 地球温暖化防止等に貢献する木材利用を通じたSDGsやカーボンニュートラル実現

イ 非住宅及び都市部等での木材利用拡大のための法律・制度見直し等への協力・支援

ウ 合法木材・品質の確かなJAS製材品等の宣伝・普及及び安定供給体制の整備

エ 林業・木材産業成長産業化に向け、市場機能の高度発揮及びICT活用等による生産流通改革、国産材の安定供給体制等山元に利益還元できるSCMの整備・構築

オ 行政・議会等への各種提言活動と制度改正等への取り組み

カ 安全衛生対策の徹底による安全安心な市場・職場環境の整備

第2 事業計画

1 SDGs、地球温暖化防止等に寄与する木材利用拡大への取り組み

- (1) 木材と建築、消費者等をつなぐ人材育成のための木材アドバイザー講習会の充実
 - ・SDGs等環境問題、木材・建築等の知識を身につけ、木の良さを理解しPRできる人材の育成
- (2) 「全市連木材PR月間」及び「森林環境譲与税」等を活用した効果的なPR活動の推進
 - ・SDGs、カーボンニュートラル、地球温暖化防止等に寄与する森林の役割、木材利用等の意義についてPR
 - ・市場施設等も活用し、木工教室等を通じた一般消費者等も含めた効果的なPR活動の推進
 - ・木材の性質や種類にかかる正しい知識の普及と木材利用事例の情報提供
 - ・木材小売業、大工・工務店及び建築士並びに「森林を守るために共に行動する企業」等との連携による「木材利用」の積極的なPR等
- (3) 海外市場への国産材輸出への取り組み
 - ・北米等新たな市場を含めた海外市場等に関する情報・知識の収集と国産材輸出の促進
- (4) 公共建築物、商業施設、福祉施設及び中高層建築物等や公園、道路、歩道など街づくり、都市部での木造・木質化のため、都市の木造化推進協議会及び同議員連盟等と連携した、法律・制度改正等への取り組み

2 合法木材及び品質の確かな木材製品等の安定供給体制の整備

- (1) 合法木材等の供給体制整備と信頼性の維持・向上
 - ・CW法に基づく合法木材及び木質バイオマスの供給体制の整備
 - ・合法木材・木質バイオマス証明の信頼性の維持・向上のため、ガイドラインの徹底等の研修会、現地確認等を含めたモニタリング体制等への参加
- (2) JAS製材品、乾燥材などの流通拡大
 - ・設計者や大工・工務店等に対するJAS製材品のPR
 - ・生産者との連携によるJAS製材品の供給体制づくり
 - ・林野庁のJAS製材品普及関連事業等への協力
 - ・関係団体と連携した、新たなJAS認定工場へのJAS展出品への働き掛け
- (3) 森林認証制度、木材ラベリングへの適切な対応

3 林業成長産業化に向けた木材の安定供給体制の整備及びコーディネート機能の発揮

- (1) 地域で必要な木材の安定供給
 - ・建築用材の安定供給体制の強化、課題解決に向けた事業等への積極参加とDataも活用した木材需給情報の把握と安定供給
 - ・「スマート林業」、ICT生産管理システム等への対応
 - ・地域の製材工場、伝統工芸加工業等へのきめ細かな販売
 - ・有利販売につながる採材、仕分けの徹底

- ・国有林との連携及び販売制度等の活用
- (2) 大口需要・広域流通に向けた取引規模の拡大と取引の効率化
 - ・市場等相互間の連携、素材生産及び製材等との連携強化等による取引規模の拡大、統一規格による仕分、IT 活用等による取引の効率化の推進
- (3) 木材の付加価値向上に向けた取り組み
 - ・素材生産、製材・加工及び建築・設計分野並びに行政等との連携による地域特産材の生産販売と商品開発
 - ・合法木材証明及び固定価格買い取り制度に対応する木質バイオマス証明事業の的確な推進等
- (4) 優良木材展示会等の開催
 - ・新たなブランド材等も対象にした全国優良木材展示会、国産材地方展示即売会の開催
 - ・地域の林業・木材関係者との連携による個々の市場の特色を生かした、あるいは、地域の複数市場の連携による特別市の積極的な開催

4 各種提言活動と制度改正等への取り組み

- (1) 行政・議会等への木材利用、木材流通の推進等に資する各種提言活動
- (2) 木づかいの取り組みなど、各種の木材利用促進活動への積極的な参加
- (3) 関連する税制改正への取り組み
 - ・軽油引き取り税免税措置等木材産業、林業関係税制の維持・改善
 - ・住宅、土地税制の改善
- (4) 経営安定化のための金融制度の改善・拡充
 - 政府系金融機関の融資制度の充実強化及び信用制度の充実
- (5) 中小企業関係諸制度への対応
- (6) 都市の木材化推進協議会等関係団体及び同議員連盟等との連携強化
- (7) 大震災・原発事故関連及び風水害等への対応
 - ・放射能に関する正しい知識の普及
 - ・風評被害対策等への協力と地域材の利用拡大

5 安全安心な市場・職場環境の整備と雇用対策等の推進

- (1) 労働安全衛生対策、雇用対策の推進
 - ・新型コロナ感染症対策の徹底、感染拡大防止への積極的協力
 - ・職場環境の整備と労働安全対策の徹底による車両・墜落等労働災害の未然防止
 - ・働き方改革を総合的に推進するための具体的な取組の強化
 - ・諸制度の活用による雇用対策の推進
- (2) 福利厚生事業の充実確保
 - ・全市連福祉共済制度の PR 及び一層の加入促進、増口運動の展開等と高齢化に対応する「悠々コース」の活用促進

6. 事務・業務の改善と加盟促進及び調査・研究等の推進

(1) 行政との連携強化

連盟総会・役員会等での引き続いての行政の御指導と支部総会・意見交換会等での行政の御指導等を要請して行く。

(2) Web 活用等理事会等開催の合理化、連盟運営への会員の意向の反映

連盟運営への会員の意向等の把握強化とその反映に努める。

(3) 「原木部会」及び「製品部会」開催 (Web 活用を含め) による課題の把握とその対応策等の検討及び会員への情報提供並びに行政等への働きかけ

(4) 市場・共販所・木材センターの現状把握と連盟未加入市場の加入促進働き掛けの継続

(5) 全市連ホームページ(「会員の掲示板」)及び全市連時報の活用、並びに関係団体との連携による、木の良さ、木材利用、木材市況、各種施策等の情報を迅速に発信するとともに、需給動向・流通構造の変化等についての調査・研究にも取り組む。

(6) 木材利用拡大のためのPR資料の有効活用等による木材の良さの普及

(7) 事務局運営の効率化と会員サービスの向上

- ・ 情報連絡体制の充実(連盟HPの活用と Emailによる会員への情報の迅速な提供)。

(8) 木材アドバイザーの養成(Web 活用検討も含め)と建築士会 CPD 等との連携を含めた有効活用等への取り組み

(9) 事務の効率化と財務改善

- ・ Email, Web 及び SCM 構築支援事業データベースの活用等による事務等の効率化・簡素化、各種支出の効率化